

住宅分野における 2050 ゼロカーボン実現に関する協定書

私たちの生活を取り巻く環境は急激に変化しています。

地球温暖化を起因とした異常気象による「令和元年東日本台風災害」が本県にもたらした甚大な住家被害は記憶に新しく、また、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会と住まいとのつながりのあり方を問い直す契機となっています。

住まいを、地球環境の視点から捉えた場合、対策が進まない家庭部門での二酸化炭素排出量の削減が、喫緊の課題となっています。

また、生活者の視点で捉えた場合、夏暑く冬寒く一日の寒暖差も大きい、内陸性の厳しい気候条件の本県にあって、人生の多くを過ごす場である住まいの快適性は、居住者の健康の維持・増進と豊かさの実感に強い関連性があります。

さらに地域社会の視点から捉えた場合、地域の資源を使い、地域の人の手による、地域の経済に寄与する住まいは、地域循環型社会の実現に大きく資するものです。

もとより、住まいは私たちの生活を支える基盤であり、激変する自然環境の変化から私たちを守り、社会環境の変化に対応し、快適で健康的な住生活と持続可能な地域社会を実現する、「住まい」のあり方が改めて問われています。

この答えの一つが、これからの信州らしい住まいづくりの方向性を指し示す、「信州健康ゼロエネ住宅指針」です。

指針では、建物性能と再生可能エネルギーの活用を組み合わせ、出来る限り環境に負荷を与えない、ゼロエネルギーの暮らしを実現する住まいを目標像に、恵まれた自然環境と森林資源を活かした快適で健康的な信州らしい住まいづくりにより、県民の豊かな住環境の創出と社会全体のゼロカーボンを実現し、持続可能な循環型社会として次の世代に引き継いでいくことを目指しています。

これらの実現には、「住まい手」である県民の皆さんの理解と行動変容が不可欠であり、そのためには、長野県と、地域の住宅産業を支える「づくり手」である事業者は、協働して取り組んでいく必要があります。

以上により、長野県（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県建築士会（以下「乙」という。）は、信州健康ゼロエネ住宅の普及に向けた取り組みを通して、地球環境の保全と豊かな住環境の実現に寄与するため、相互に連携し、及び協力することに合意し、長野県地球温暖化対策条例第 27 条の規定に基づき、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結します。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携し、及び協力することにより、甲が定める「信州健康ゼロエネ住宅指針」に則り、地球環境に極力負荷を与えない快適で健康的な、信州らしい住まいづくりを推進し、2050 ゼロカーボンの達成による地球環境の保全と、県民の快適で健康的な住生活の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携・協力する。

- (1) 信州健康ゼロエネ住宅に関する県民への普及啓発活動
- (2) 高性能住宅に関する技術普及及び技術力向上に関する研修会の開催等
- (3) 木造住宅の高性能化に関する工法、建材、設備機器などの情報提供、供給等
- (4) その他本協定の目的達成のため、甲乙が協議し、合意した事項

（連携体制）

第3条 甲と乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の長が記名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月29日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県

長野県知事

阿部 守一

乙 長野県長野市南長野妻科426-1

公益社団法人長野県建築士会

会長

萩原 白